

リサイクル制度等普及啓発事業委託業務処理要領

1 委託業務の名称

リサイクル制度等普及啓発事業委託業務

2 委託業務の目的

北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド(以下「認定製品」という。)、3Rの取組等について、道民及び事業者に対し、各種媒体(テレビ・新聞・Webなど)、展示会、パンフレット等により、効果的な普及啓発を行うことで、認定製品の認知度向上と3Rの取組推進に向けた意識の向上を図る。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月21日まで

4 委託業務の内容

ア 認定製品、3Rの取組等に関する情報発信

各種媒体を効果的に活用して、次のとおり、道民・事業者向けのPRを行うこと。

(ア) 3R推進月間(10月)

道民向けに認定製品の利用促進・3Rの取組等について、効果的な周知を行うこと。

① テレビ

3R推進コーナー等を企画し、番組の制作、放送を行うこと。

放送局は別で3番組。1番組内5分放送。ただし、一度に5分放送が難しい場合は、数回に分けることも可とする。

全道を視聴区域とし、概ね昼間(6:00~20:00)に放送するものとする。番組の内容は以下のとおりとし、それぞれ紹介する事例等は異なるものとする。

【内容】

- ・3Rの推進に向けた啓発
- ・認定製品の紹介
- ・道民が取り組めるプラスチックの排出抑制の紹介
- ・プラスチックの排出抑制の先進事例の紹介 など

紹介する認定製品の種類は、道と協議のうえ決定する。

放送局との調整、認定製品の事業者との調整等は受託者が行うこと。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

② ラジオ

3R推進コーナー等を企画し、番組の制作、放送を行うこと。

AIR-G「スパクル!!」で5分の放送を4回行うこと。

番組の内容は以下のとおりとし、回ごとの放送内容等は異なるものとする。
上記番組での放送が不可能な場合は、他の番組でも可とするが、全道を聴取区域とし、概ね昼間（6：00～20：00）に放送するものとする。

【内容】

- ・ 3R 推進月間
- ・ プラスチックとの賢い付き合い方 など

認定製品を紹介する場合、認定製品の種類は道と協議のうえ決定する。
放送局との調整、認定製品の事業者との調整等は受託者が行うこと。
受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

③ 北海道新聞（全道版）

テレビ75 広告（モノクロ）を1 回行うこと。
新聞社への依頼・調整等は受託者が行うこと。
受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【内容】

- ・ 3R 推進に係る道民への呼びかけ など

（イ）北海道技術・ビジネス交流会開催前（10 月又は 11 月）

事業者向けに認定製品の利用促進・展示会等について、効果的な周知を行うこと。

① 日経新聞（北海道版）

5 段広告（モノクロ）を1 回行うこと。
新聞社への依頼・調整等は受託者が行うこと。
受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【内容】

- ・ 北海道技術・ビジネス交流会の開催の案内
- ・ 認定製品の紹介 など

② 札商「メールマガジン」

1 回行うこと。
メール配信の依頼・調整等は受託者が行うこと。
受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【内容】

- ・ 北海道技術・ビジネス交流会の開催の案内
- ・ 認定製品に係る制度紹介 など

（ウ）年間を通じて

① 認定制度や認定製品等を紹介する媒体を制作すること。

既存の「北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド Web 展示会」のドメインを引き継ぎ、最新版に更新又は新規制作等。
引き継ぎ等の費用は、受託者が負担すること。

改編・制作する際には、道が所有する既存データやリサイクル認定事業者が所有する既存データを活用することを可とする。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【内容】

- ・新規認定製品の追加（年2回）
- ・変更・追加事項等があった場合の修正 など

② 認定製品の利用促進等のディスプレイ広告等を行うこと。

道内在住者を対象に、Yahoo! ディスプレイ広告・Google ディスプレイ広告を行うこと。

クリック数は上記2広告合計1万回で、確実に確保できるよう、出現頻度等を勘案して広告掲載を行うこと。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【内容】

- ・北海道技術・ビジネス交流会の開催の案内
- ・①で制作した「北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド Web 展示会」の案内
- ・ワンウェイプラスチック削減の啓発
- ・プラスチックと賢く付き合う など

イ 展示会への出展、展示

認定製品の利用促進や3Rの取組等について幅広く周知するため、次の展示会へ出展すること。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

なお、実施方法は、実展示を基本とし、感染症の感染拡大等により、展示会を中止した場合等は、代替の取組（オンライン展示会等）を行うこと。

（ア）出展する展示会

① 北海道技術・ビジネス交流会（ビジネスEXPO）

場所：アクセスサポート

出展日数：2日間

出展スペース：A3小間

内容：来場する事業者を対象に、認定製品の利用促進、3Rの取組推進等の周知を行う。

② エコプロ

場所：東京ビッグサイト

出展日数：3日間

出展スペース：2小間

内容：道外の事業者等を対象に、認定製品等のPRを行い、認定製品の利用促進や認定制度の周知等を図る。

- (イ) 出展する認定製品の選定と借り上げ・保管
認定製品の製造事業者に対し、出展用の認定製品やデータを借り上げ、保管すること。
- (ウ) 出展の申込み・調整等
展示会主催者に出展の申込み・調整等を行うこと。
- (エ) 展示ブース等の借り上げ
出展に必要な展示ブースと備品類等（椅子、テーブル、間仕切り等）を展示会主催者等から借り上げること。
- (オ) 展示ブースに展示する物品の制作等（各展示会での共用可）
- ① 展示ブースレイアウトの制作
各展示会の対象者に応じた工夫をすること。
 - ② 啓発資材等の制作
以下の啓発資材等を修正・制作すること。
なお、受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。
- 既存パネル（別添参照）の修正等
 - ・既存の「北海道リサイクル製品認定制度紹介パネル」（B1 サイズ×2枚）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
 - ・既存の「北海道リサイクルブランドパネル」（B2 サイズ×5枚）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
 - ・既存の「北海道認定リサイクル製品パネル」（（W135×H190mm等）×認定製品数分）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
 - ・既存の「3Rで暮らしを変えていこう。」パネル（B1 サイズ×1枚）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
 - ・既存の「プラスチックとの賢い付き合い方」パネル（B1 サイズ×1枚）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
 - 新規パネルの制作
 - ・既存の「北海道認定リサイクル製品パネル」（W135×H190mm等）と同じ体裁で、令和5年度新規認定製品のパネル（1製品）を制作すること。
 - 既存動画（別添参照）の修正等
 - ・既存の動画「北海道リサイクルブランドの紹介」（1分×5動画）について、追加・変更事項等があった場合は、修正すること。
- ③ 啓発資材等（別添参照）の活用
道が保有する次の啓発資材を貸与するので活用すること。

- パネル
 - ・北海道リサイクル製品認定制度紹介パネル（B1 サイズ×2 枚）
 - ・北海道リサイクルブランドパネル（B2 サイズ×5 枚）
 - ・北海道認定リサイクル製品パネル（（W135×H190mm 等）×認定製品数分）
 - ・「3Rで暮らしを変えていこう。」パネル（B1 サイズ×1 枚）
 - ・「プラスチックとの賢い付き合い方」パネル（B1 サイズ×1 枚）

- 動画データ
 - ・北海道リサイクルブランドの紹介

④ PRグッズの配付

来場者アンケート参加者へ、認定製品の箱ティッシュ（700 箱）を配付すること。なお、箱ティッシュの費用は受託者が負担することとし、認定製品の製造事業者に対する依頼や調整等も受託者が行うこと。

（カ）展示ブース等の運営・管理及びPR等

- ① 展示ブース等の設営
- ② 出展中の展示ブース等の管理・運営
- ③ 終了後の展示ブースの撤去
- ④ その他出展に関する必要な業務

展示にあたっては、認定製品パンフレット等の配布をすること。

（キ）アンケート調査

展示会への来場者及び認定事業者に対し、アンケート調査を企画・実施し、集計結果を取りまとめ、分析を行うとともに、今後の効果的な普及啓発・利用促進に向けた方策を提案すること。

調査の企画にあたっては、認定製品の認知状況、展示による意識の変化、認定製品の購入に関する意識や、製品利用拡大に係る課題等について検証を行えるよう、具体的な調査項目を設定すること。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

【設問数・人数】

来場者用	10 問	700 名程度
認定事業者用	10 問	72 事業者程度

ウ パンフレットの制作

道が提供する認定製品に関するデータをもとに、イラスト又は写真等を用いて、分かりやすい文章により認定製品等を紹介するパンフレットを制作すること。

パンフレットのデータは、ア（ウ）①で制作した「北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド Web 展示会」に掲載すること。

受託者が原案を作成のうえ、道と協議し決定するものとする。

(ア) 規格等

規格：A4 版、両面カラー、48 頁程度

部数：100 部

(イ) 電子データの作成

次のデータを収録したCD：1 式

- ・制作したパンフレットのPDFファイル
- ・版下データ

Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するファイル

(ウ) パンフレットの内容

次の事項についての説明を盛り込むこととする。

1	北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド製品の概要、一覧	① 製品名 ② 主な用途 ③ 製品の写真 ④ 原材料となる循環資源の名称 ⑤ 問合せ先の名称、所在地、連絡先 ⑥ その他必要な事項
2	認定制度の概要説明	① 北海道認定リサイクル製品の概要 ② 北海道リサイクルブランドの概要

5 環境配慮等

事業の実施に当たっては、使用する資材や制作する物品等について、「北海道グリーン購入基本方針」に従い、環境配慮に努めること。

6 報告書の作成及び成果物の提出

情報発信の内容及び展示会の実施状況（アンケート調査結果・写真等）など、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書（2部）及びその電子媒体を作成し、提出すること。なお、電子媒体には情報発信及び展示会で使用した広告、パネル及び動画、パンフレットなどの電子データ（PDF）も記録すること。

7 提出先

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 12 階
北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課

8 業務処理責任者

受託者は委託契約後、委託業務の処理を担当する業務処理責任者を定め、書面により委託者へ通知すること。

9 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

10 業務処理計画

受託者は委託契約後、実施スケジュール等を記載した業務処理計画書を速やかに委託者へ提出し、委託者の承認を受けること。

11 その他

- (1) この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議のうえ定める。
- (2) 受託者は、本要領に疑義が生じたとき、本要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本要領に記載のない細部については、業務担当員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について随時報告を求めることができるものとする。
- (5) 個人情報保護については、北海道個人情報保護条例に規定する内容を遵守すること。

■ 動画データ 北海道リサイクルブランドの紹介

